

第42回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1. 委員の出欠

阿久澤委員、春日委員、宗林委員、手島委員、増田委員が欠席。

2. 概要

<議題1について>

座長：それでは、議題1の「遺伝子組換え表示における対象品目の見直しについて」の説明を事務局よりお願いしたい。

事務局より資料1に基づいて説明。

座長：平成20年度において、表示対象品目の追加・変更は行わないということだが、ご質問などはあるか。

(委員からの質疑等なし)

それでは、この結論についてJAS調査会に報告することとする。

<議題2について>

座長：つづいて、まず、議題2「原料原産地表示に係る議論のまとめ(論点整理)」について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局より資料2に基づいて説明。

座長：大括り表示、中間加工地表示については、今後、表示の具体的なイメージを国民に示しつつ、引きつづき議論することが必要であること、販売形態の多様化への対応を含め情報開示に着目した制度化に向けた検討を行っていく必要があること、制度化に際しては中小零細事業者への配慮が求められること、議論が表示以外の多岐の内容に渡るため、共同会議以外の場での検討が想定されることなどについて説明があった。それでは、委員の皆様から何かご質問、ご意見はあるか。

信太委員：これまでの議論やヒアリング、アンケートなどでも、事業者、

消費者とともに大括り表示には反対であったと思うので、Iの2(2)の「相半ば」という表現には違和感を感じる。

また、「引き続き議論する」とされているが、今後の検討の場はどこで、どのような検討を行うのか。

新井課長：議論の結果、結論を得るには至らなかったということ。議論にあたっては、大括り表示の具体的なイメージを提供したうえでこの表示でよいと思うかどうか、消費者のご意見を聞き、引き続き共同会議で検討していきたい。

信太委員：いわゆる大括り表示を認めている韓国の原料原産地表示制度は評判がよくないとの報告であったと思う。また、加工度の高い加工食品では、原料原産地は「品質」に関係しないこと、アンケートでも消費者は原料原産地を「品質」として見ていないということが明らかになったこと等から、現行のJAS法上は、加工度の高い加工食品への原料原産地表示や「大括り表示」の導入は不可能ではないか。従って、共同会議での議論の対象にはならないのではないかと思う。

新井課長：20食品群で一定のしきりを示したが、さらに広げる点が無いか検討していかなければならない。なぜなら、表示は消費者に身近な方法であり、その媒体を活用するためにもJASの枠内で考えることは必要。

澁谷委員：情報の中には広告もある。広告と表示の境目を考える必要があるのではないか。情報開示の議論が原料原産地に限らないのであれば、食品衛生法や栄養成分表示などの重要な表示項目についてもあわせて検討項目に入れてもらいたい。

神田委員：大括り表示の「相半ば」は修正してほしい。大括り表示を引き続き検討するのがいいと思うが反対の方が多かった。国産対外国産となることを慎重に考えるべき。表示が安全性の問題であるという誤解を助長するかもしれない。情報開示の検討については、「制度化」の意味が不明確。義務化ではないのか。また今後のスケジュール感とEU制度との関連を教えて欲しい。中小零細企業に無理強いしても仕方ないのはそのとおりだと思うが、スケジュールのイメージは示してほしい。

宇野委員：本報告書案は、JASの限界が見えてきたということを示している。消費者は、食品表示のわかりやすさを求めているので、情報開示の具体的検討だけでなく、食品衛生法に基づく表示を含め、何を

書くべきかの議論が必要。国産／外国産表示は第一義的には大きな意味がある。大括りについての議論は引き続き続くが、再度アンケート等実施する際は、HP等補足する場合はどうかなど設問を工夫してほしい。

小笠原委員：包装への表示に限界があることについては同じ考え。アレルギー表示、栄養成分表示など原料原産地に偏り過ぎない幅広い情報を対象にした議論が展開されることを期待する。

上谷委員：消費者の食の安全・安心を考えると、健康に関することが表示の一番の問題。食品衛生法とJAS法がクロスするところが一番大事な部分でないか。表示事項について義務とするかはこれからの議論だが、義務とするとどこまで義務をかけるかをはっきりさせないといけない。消費者の利益を図りつつ、中小企業のできる範囲はバランスが難しい。概ねどのくらいの形で制度が確立されるのか見るといい。マニアックな人を増やすような制度はやめて、最低限の基準を決めるべきと考える。

丹委員：表示に限界があるという認識は共通しており、この案には賛成。と言うのは、消費者からの要望は様々であり、原料原産地の問い合わせもさることながらアレルギーの問い合わせが多く、また、多数では無いがミネラル含量についての質問も増えてきているなど、個々人の事情で問い合わせがある。そういった情報をすべて包材で表示、というのには無理があるのは明らかであるため。情報開示ルール作りにあたり、民間ではたくさんの事例があるので、少なくとも問題点の整理については、あまり時間はかからないだろう。生協ではカタログ販売は主要な事業である。組合員からの情報提供の要望は多い。現状、全ての要望に応えるのは無理なので、要望を踏まえてカタログの小さなマス目に工夫して情報を示している。実際の事業者の例を見て、制度の可能性などを検討していただきたい。

宇理須委員：アレルギー表示についてアンケート調査をしたことがある。表示がわかりにくい、という意見が多かった。JAS法の表示でも共通ではないか。どうしたら表示がわかりやすくなるかという表示の検討が必要だ。アレルギー表示で、表示物質が加わったために食べられなくなった患者がいる。原料原産地表示でも同様に外国産が不安で食べられなくなることがあるかもしれない。より誤解の無いように、検討してほしい。

信太委員：「制度化」の意味がよくわからないが、ホームページ等であっても、包材への表示と同様の問題点、例えば、原産地の変更等が頻繁にあって、原産地の変更と開示情報とを一致させるための管理等の難しさや変更ミス、海外で原産地情報が入手できない場合があるなどの問題点がある。表示スペース等の問題以外は同様である。

従って、情報開示を義務付けるのではなく、現在、食品製造事業者が消費者の信頼確保等の観点から原料原産地などの情報を自主的に自ら開示する努力をしてきているので、実行可能性を十分に勘案しつつ、そうした任意の事業者の自主性や主体性を尊重した環境整備を検討していただきたい。

例えば、HP等での情報開示は、最小限のルールをQ & A、通知等で示す。その際、現行の表示ルールにとらわれない、実行可能性を十分に勘案した、ゆるやかなルールとする。

また、例えば、「栄養成分表示」、「生産情報公表JAS」等のように、取り組むのは事業者の任意であるが、やるならこういうルールでやるように、といった、取り組むかどうかや、どういう品目でやるかということも含めて、「意欲的な」事業者の自主性・主体性を尊重するという方向で検討して頂きたい。また、その際、中小零細事業者でも対応できるような配慮が欲しい。さらに、流通業者や小売業者等からの「ノウハウの開示請求」など、過度の開示請求とならないように、是非、配慮願いたい。

小笠原委員：案に関して三点質問。①制度化は法制化、義務化と理解。Ⅱの1「原料原産地情報の性格」の最後「情報を開示していくことが求められる。」とある。タイトルにある「原料原産地などの食品情報開示の制度化に向けて」行動していくためには、「情報を開示していくことが求められる」との理解でよいか。②3「販売方法の多様化への対応」の最後「購入時に」は「購入時まで」ではないか？③同文章でEUの遠隔販売について記述があるが、原材料や内容量は義務化しているが原料原産地は完全に義務化していないという理解で間違いないか。

新井課長：①「制度化」とは、食品について開示されている情報が様々であるため、明確なルールを作るということ。現在、企業がどのような情報を出しているのか勉強しているところで、今後問題点をリストアップする。その上で法整備が必要か評価し、必要であればしかるべ

き法整備を行う。②通信販売で食品はクーリングオフの対象外で返品ができない。また、インターネット販売などでは、購入する時点で商品の基本的な情報が入手できない。実際、原材料情報を入手できるホームページはほとんどない。こういった基本的な情報が入手できる仕組みを考える上で、EUの仕組みは参考になるということ。

上谷委員：とりまとめ案の冒頭に食品衛生法に関する文言をいれてほしい。食品衛生法のこと一行も無いのは関係ないのか。

新井課長：議論の最初が原料原産地表示。情報開示制度では原料原産地表示に限られるものでない。アレルギー表示も大事だと思う。「原料原産地など」の「など」は、今後検討会設置にあたってどのような課題を設定するかで検討項目が変わるため、含みをもたせている。食品衛生法に基づく事項についても、この「など」に含まれていると考えてほしい。このような事項も視野に入れて厚生労働省と考えていきたい。

神田委員：原料原産地表示を拡大するにあたっての難しさはこれまでのヒアリングで聞いてきた。任意の取り組みが広がってきているのであれば、情報を出してほしかった。また、コーデックスでは取り上げられていない事項とか、広く考えられる情報の提供をしながら検討をすべき。また、2（1）見直しの必要性の最後「持続的な生産の励みになる」のくだりは、見直しの必要性の要素ではないので、削除すべきなのではないか

宇野委員：原料原産地表示をみて購入する消費者の方の中には、その産地を応援したいと思って購入する人もいるだろう。そうした思いが、生産者のはげみになる。削除の必要はないのではないか。

神田委員：表示の見直しの必要性の項目に記載されている。意味はわかるがすっきりこない。もっと論点をはっきりさせて書くべき。

新井課長：事務局としては、この案についてパブリックコメントにより様々な意見を聞いた上で、再度、議論いただきたいと考えている。原料原産地情報を知りたい消費者の考えかたは様々である。また、生産者からの強い意見もある。供給側の思いを伝えたいというのは、性格が違うのはおっしゃるとおりであるが、書いておきたい。

任意の取り組みについては、具体的に紹介したわけではないが、ニチレイフーズさんや日生協さんの取り組みを紹介させていただいた。携帯電話が普及したことから、二次元コードはその場で情報が見られ、

使い勝手がいい。食品産業センターさんのご協力を得ながらこの点についても勉強したい。

信太委員：任意の取組の「広がり」だが、やれる企業がやれる品目を行っている、というのが現状。相談窓口などの対応で行っているところもある。取り組む企業の数が増えているのは確かだと思うが、やれない品目はやっていないので、義務化は難しい。また、「持続的な生産の励みになる」のくだりは大括り表示を考えてということか。であれば、「国産」という表示が本当に生産者の励みになるのだろうか。「国産」でなく、現行の、国内の「どこの」、「〇県産の」あるいは「誰の」といったPRや表示を生産者は望んでいるのではないか。

澁谷委員：中間とりまとめ案は、色々な影響があると思う。自治体が条例を作るに当たり、どのような影響があるのか、考えがあればきかせていただきたい。

新井課長：表示の制度は、地方に条例制定権がある。県毎に制度が異なるのは困るので、全国的に流通する製品については、基本的なルールは国で作ってもらいたいという声は多い。独自での制度は可能である。中小企業のレベルアップについては支援を考える県もある。自分の県の底上げを考えていただけるとありがたいことである。

色々意見をいただくため、今回示した中間とりまとめ案をパブリックコメントにかけたい。この意見をふまえて、案をどうするかご議論いただきたい。

神田委員：他の開示媒体として、FAXも考えているのか。

新井課長：考えている。イレギュラーに見えるが、生産情報公表JASでも認めている。実際どこまで認めるかは、ご意見をいただきたい。

第41回共同会議で報告させていただいた消費者からの意見の中にもFAXはあった。

座長：有り難うございました。本案について方向性として了承してよろしいか。

（了承との声）

それでは、事務局から、今後の本案の取扱について説明していただきたい。

事務局：今後、パブリックコメントをいただいたうえで共同会議で議論いただき、方向性を固めたいと考えている。

座長：事務局は調整のうえ、パブリックコメントにかける手続きに入っ
ていただきたい。

3. 今後の予定

事務局（箴島）：パブリックコメントは通常1か月程度の期間行う。ご
議論は5月から6月くらいに開催したい。日程については再度案内
したい。

座長：それでは、これをもって閉会としたい。

以上